

第5回 戸田市立中学校における部活動の地域移行及び地域連携に係る検討委員会 次第

日時： 令和7年10月7日（火）
15時00分～16時30分
場所： 戸田市立教育センター 2階会議室
司会： 教育政策室指導担当課長 水沼 美和

【配布資料】

- 資料1－1 令和7年度 戸田市部活動地域移行実証事業について
1－2 令和7年度 戸田市部活動支援に関する状況まとめ（9月30日現在）
資料2－1 地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要
2－2 地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）
※9月17日 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（第5回）公開資料より
資料3－1 戸田市中学校部活動の地域展開に関するリーフレット第1号
3－2 広報戸田市10月号（部活動地域展開に関するページ）
3－3 部活動の地域展開に関する地域クラブ団体へのアンケートについて(案)
資料4 令和8年度の実証事業及び令和9年度以降の活動イメージについて（案）

1 開会

2 委員長挨拶（戸田市教育委員会教育部長 川和田 亨）

3 説明および報告（進行：川和田委員長）

- （1）令和7年度 戸田市部活動地域移行および関連事業の進捗について 資料1
（2）国の最新の動向について 資料2
（3）関係者への周知について 資料3

4 協議

- （1）令和8年度の実証事業及び令和9年度以降の活動イメージについて 資料4
（2）認定地域クラブ活動への支援（メリット）について 資料2

5 閉会

令和 7 年度 部活動地域移行実証事業について

○ 6 ～ 3 月の **1 年を通じて実証を行う** (R6 : 11 月 ～ 1 月の 9 回)
(各部活動につき、年間 36 回程度の休日指導を予定)

○ **市内全 6 校の 8 部活動で実証事業を行う** (R6 : 4 校 6 部活動)

対象部活動	戸田中学校	ボート部
	戸田東中学校	女子ソフトテニス部 (新規)
	美笹中学校	剣道部・男子卓球部
	喜沢中学校	剣道部・卓球部
	新曽中学校	女子バドミントン部 (新規)
	笹目中学校	女子卓球部 (新規)

○ 専用アプリで平日顧問と休日指導者の連携を強める

令和 7 年度 部活動地域移行実証事業 後半の活動イメージ

○ 現在の実証を継続しつつ、今後の部活動地域展開に向けて
校区を越えた活動を可能な範囲で実施 (1 ～ 3 回程度)

例 1 : 合同地域クラブ活動

- ・美笹中と喜沢中の剣道部が合同クラブとして活動
- ・美笹中、喜沢中、笹目中の卓球部が合同クラブとして活動

例 2 : 地域クラブと部活動の合同練習会

- ・戸田東中学校のテニスクラブと市内中学校テニス部の合同練習会
- ・新曽中バドミントクラブと戸田中、戸田東中バドミントン部の合同練習会

例 3 : ボート体験会

- ・戸田中ボート部以外の生徒で、ボートを体験したい生徒を募集し、戸田中ボート部の生徒と一緒にボートの練習を体験

資料1-2

戸田市中学校 部活動支援に関する状況まとめ(令和7年9月30日時点)

学校名	①部活動の種目	②男女等	部活動指導員 (勤務日数)	部活動ボランティア	部活動サポート	地域移行実証事業	備考
戸田中学校	バレーボール	女	○ (190日)				
戸田中学校	バレーボール	男	○ (180日)	○ (土)			
戸田中学校	サッカー	男	○ (135日)	○ (土・日・祝) 新規○ (土・日・祝)			7月から
戸田中学校	卓球	女		○新規 (土・祝)			県の人材 バンク活用
戸田中学校	陸上競技	混合	○新規 (135日)				
戸田中学校	ハンドボール	混合	○新規 (150日)				
戸田中学校	ボート	混合		○ (木・土)		○	
戸田中学校	剣道	混合		○ (土・日・祝)			
戸田東中学校	陸上競技	混合	○ (75日)				
戸田東中学校	バスケットボール	女	○ (150日)				
戸田東中学校	ソフトテニス	女	新規○ (55日)			○新規	地域移行の 外部指導者
戸田東中学校	剣道	混合		○ (土・日・祝)			
戸田東中学校	卓球	男		○新規 (木・土)			
美笹中学校	剣道	混合				○	
美笹中学校	卓球	男				○	
美笹中学校	卓球	女		○新規 (土・日・祝) ○新規 (土・日・祝)			
喜沢中学校	卓球	男				○	
喜沢中学校	剣道	混合	新規○ (35日)			○	地域移行の 外部指導者
喜沢中学校	ソフトボール	女	○ (121日)				
喜沢中学校	バスケットボール	男		○ (火・水・木・土・日) ○新規 (土・日・祝)			7月から
喜沢中学校	バレーボール	女		○ (月・火・水・木・金・土)			
喜沢中学校	ソフトボール	女		○ (土・日・祝)			
新曽中学校	バドミントン	女				○新規	
新曽中学校	陸上競技	混合	○ (48日)				
新曽中学校	野球	男		○新規 (月～日・祝)			
新曽中学校	サッカー	男		○ (月～日・祝)			
新曽中学校	バレーボール	男		○ (土・日・祝)			
笹目中学校	ソフトテニス	女			○ (120回)		9月から
笹目中学校	卓球	女				○新規	
笹目中学校	バレーボール	女		○ (土・日・祝)			
笹目中学校	剣道	混合		○ (土・日・祝)			
笹目中学校	ソフトボール	女		○ (土・日・祝)			
			11名 10部活動	20名 17部活動	1校 1部活動	6校 8部活動	

R7	①指導員	②ボランティア	③サポート	④地域移行
戸田中	5	6		1
戸田東中	3	2		1
美笹中	0	2		2
喜沢中	1	4		2
新曽中	1	3		1
笹目中	0	3	1	1
計	11名	20名	1部活動	8部活動
R6との比較	±0	+6	—	+2

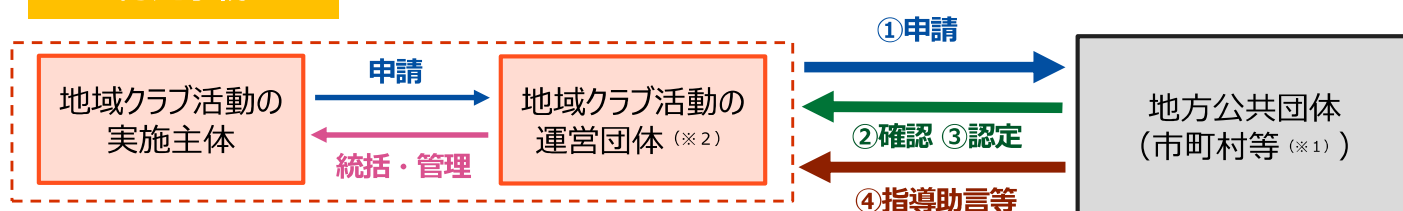
趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上で**、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による**認定**、④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

（※1） **基本的に市町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施
国が示した要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したもののみ**なす

（※2） 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要②

認定要件の概要

事項	主な内容
①活動の目的・理念	- 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 - 競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
②活動時間・休養日	- 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 - 週2日以上以上の休養日（原則、休日に週1日以上以上の休養日）を設定
③参加費等	活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	- 暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む） - 市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	- 生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施 - 施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化 - 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
⑥運営体制	- 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示 - 営利を主たる目的とせず運営 ・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	- 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 - 学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整

（※1）円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

（※2）別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①**市町村等による情報提供**の促進 ②**公的支援**（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
③希望する**教職員の兼職兼業** ④**大会・コンクール**への円滑な参加 など

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）

令和 7 年 9 月 スポーツ庁・文化庁

1. 定義・呼称

- スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体^{※1}となり、スポーツ庁・文化庁が示した要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※1 各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。以下同じ。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② スポーツ庁・文化庁が定めるガイドライン^{※1}に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

1

※1 本文書において、「ガイドライン」とは、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和 4 年 12 月スポーツ庁・文化庁）」の改訂版（令和 7 年冬頃に改訂予定）を想定している。

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項

- 市町村等は、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
 - ・ 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・ 生徒の所属する中学校等との連携を図ること
 - ・ 活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・ 充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部などとして考えられる。また、部活動改革の理念や基本的な考え方^{※1}等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動^{※2}の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる^{※3}。

- 市町村等は、推進計画等に基づき、２．「要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各要件を満たしているか否かについては、市町村等が、別紙の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、２．「要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割※⁴は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。
- 市町村等が、地域の実情に応じて、２．「要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。
- 都道府県は、市町村又は一部事務組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

※１ 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和７年５月１６日）における改革の理念及び基本的な考え方等の内容を指す。

※２ 一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動等が考えられる。

※３ 各競技種目等への参加人数の見込みを踏まえて、各競技種目等に応じた対象区域を定めることも考えられる。また、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定める場合、地域の実情によっては、隣接する他の都道府県の市町村と広域連携の取組を行うことも考えられる。

※４ 一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、令和７年冬頃に改訂予定のガイドラインにおいて明確化していく予定。

（２）認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体※¹が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）※²を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、上記２．「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始後、一定期間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする※³。

※１ 市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※２ 国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※３ 申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

（３）認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長３年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合）あつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末）の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

(4) 指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・ 上記2.「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・ 法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
 - ・ 不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・ 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・ 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

(5) 経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市町村等においても、スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、上記2.「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで^{※1}に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※1 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

4. 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。
 - ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
 - ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
 - ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体^{※1}が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

※1 さらに、市町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）」において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

5. 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

- 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※¹。

① 市町村等による情報提供

- ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等※²（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
- ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③ 教職員の兼職兼業

- ・ 地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・ 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

※¹ 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市町村等による情報提供を中心に支援する場合には、市町村等がガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

※² 情報提供等の際に、認定地域クラブ活動については、例えば、「〇〇市認定地域クラブ活動」と表記することが考えられる。

6. 今後の予定

- 地域クラブ活動に関する認定制度については、令和7年冬頃に改訂予定の総合的なガイドラインに盛り込む（総合的なガイドラインの内容とあわせて事前にパブリックコメントを実施予定）。

地域クラブ活動に関する認定制度（案）における 「２．認定要件」の具体的な確認事項

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 生徒^{※１}の自主的・主体的な参加による活動^{※２}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

※１ 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２ 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

②スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり２日以上以上の休養日を設け、１日の活動時間は、長くとも平日は２時間程度、休日は３時間程度とし、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※１}
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※１ 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも１日以上以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が１１時間程度の範囲内に収まり、かつ、週当たり２日以上以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ土日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安^{※1}を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

※1 現時点では具体的な金額の目安は示しておらず、今後、ガイドライン改訂までに示す予定。

④適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること^{※1}
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること^{※2}
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること^{※3}

※1 DBSの活用についても検討。

※2 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、スポーツ庁・文化庁が別途定める予定。現時点で想定される内容は、以下のとおり。

- ・ 研修の項目は、部活動指導員等への研修内容等を参考にしつつ、地域クラブ活動における指導人材に共通して必要となる内容や見守り人材に必要な内容等を示すことを想定。研修は、一定期間ごとに受講するなど、指導人材が学び続けられる仕組みを想定。
- ・ 都道府県が指導人材を対象とした研修を実施することも考えられる。
- ・ 例えば、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者など、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止に関する内容が養成講習会のカリキュラム等に含まれ、不適切行為に対する処分手続が定められている資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したものとみなすことも検討。
- ・ 指導人材の登録の仕組みにおいては、登録された指導人材による暴力・暴言等の悪質な不適切行為が確認された場合には、登録を取り消し、当該指導人材が地域クラブ活動に携わることを認めないこととする。登録を取り消す際の基準は、スポーツにおいては、日本スポーツ協会における公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者の不適切行為に対する処分手続の登録者処分規程及び処分基準を参考にすることも検討。また、指導者資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したとみなした者が資格を喪失した場合には、登録を取り消す。
- ・ 認定を申請する際の誓約書において、認定後、速やかに指導人材の研修の受講や市町村等への登録を行うことを誓約する項目を設けるとともに、これらを条件として認定し、一定の期間内に適切に履行されているかを確認することも想定。

※3 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

＜確認事項＞

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

＜確認事項＞

- 地域クラブ活動の実施主体等^{※1}において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせず運営すること^{※4}
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

中学校部活動の地域展開に向けた検討を進めています



令和4年12月にスポーツ庁および文化庁からガイドラインが公表され、中学校の部活動改革に向けた取組が全国で始まっています。その中の1つが「**部活動の地域展開**」です。

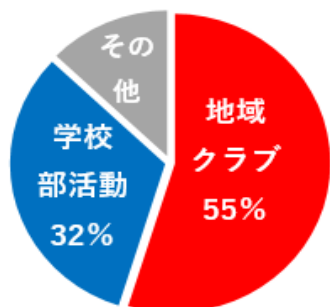
※令和7年より「地域移行」から名称変更。

部活動の地域展開とは？

これまで**学校主体で行ってきた部活動を、地域クラブ主体へと展開していく**ことです。

※地域住民が主体となって運営するクラブの総称。
※活動主体となる地域クラブについては検討中です。

今後は国の計画に沿って、全国で部活動の地域展開が進んでいきます。



全国における休日の部活動地域展開の動向

※R8の見込み調査（2024年・スポーツ庁調べ）

なぜ地域展開を進める必要があるの？

「**地域の子供は、学校を含めた地域で育てる**」という考えのもと、地域が主体となって校区を越えて活動することで、国内の少子化が進む中でも、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術に親しめる環境を継続的に提供するために進めています。

戸田市での部活動の地域展開はいつから？

令和9年9月から、「休日」の部活動を地域クラブとして活動する予定です。

令和9年8月まで

平日

休日

学校部活動

- ・平日も休日も、学校部活動として活動（現中学1年生が3年生の時まで）

令和9年9月から（予定）
（現小学6年生が中学2年生の時から）

平日

休日

学校部活動

地域クラブ

- ・休日は地域クラブとして活動

活動の例

平日

休日

学校部活動

地域
クラブ

競技力を
高めたい！



野球

野球



色々な種目を
やってみたい！



テニス

ボート



休日は自分の
時間がほしい！



サッカー

参加
しない



休日だけでも
活動したい！



参加しない

卓球



どんなクラブができるの？

まずは現在の**学校部活動の種目**を優先的に整備していく予定です。

活動場所はどうなるの？

参加人数や種目の特性などにより、**活動場所や拠点数は変わる可能性があります。**
そのため、平日とは異なる場所で活動することもあります。

必ず加入するもののなの？

平日の部活動も休日の地域クラブ活動も、**参加は任意**です。

参加費用はどうなるの？

持続可能な運営にするために、会費や保険料等の費用が必要となります。
低額な会費になるよう、検討を進めていきます。

～部活動の地域展開に関する情報はこちらから～

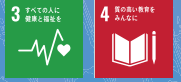
- ・ 国及び県の方針や、戸田市のこれまでの取組などを紹介しています。
- ・ 内容は随時更新していきますのでぜひ御覧ください。



【問い合わせ先】

戸田市教育委員会 教育政策室
Tel048-441-1800（内線3321）

戸田市教育委員会ホームページ
「部活動の地域展開について」



中学校部活動の地域展開について 検討を進めています

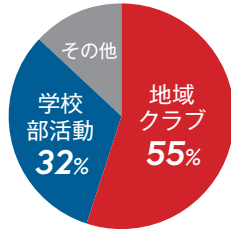
■ 問い合わせ 教育政策室(内線332)

「部活動の地域展開」とは、これまで学校主体で行ってきた部活動を、地域クラブ主体へと展開していくスポーツ庁・文化庁の事業です。今後は国の計画に沿って、全国の学校で推進されます。

なぜ地域展開を進める必要があるの？

「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる」という考えのもと、生徒が将来にわたりスポーツや文化芸術に親しめる環境を継続的に提供するために進めます。

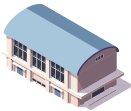
休日は地域クラブ活動が主流に!!



出典:全国における休日の部活動地域展開の動向
※令和8年の見込み調査(令和6年・スポーツ庁調べ)

●活動場所はどうなるの？

参加人数や種目の特性などにより、活動場所や拠点数は変わる可能性があります。そのため、平日とは異なる場所で活動することもあります。



●参加費用はどうなるの？

持続可能な運営にするために、会費や保険料などの費用が必要となります。低額な会費になるよう、検討を進めていきます。



市での部活動の地域展開はいつから？

令和9年9月から(予定)
(現小学6年生が中学2年生の時から)

休日は

地域クラブ
として活動

月 火 水 木 金 土 日

学校部活動

地域クラブ

例えばこんなイメージです

月 火 水 木 金 土 日

競技力を高めたい!

野球

野球

いろいろな種目をやってみたい!

テニス

ボート

休日は自分の時間がほしい!

サッカー

参加しない

休日だけ活動したい!

参加しない

卓球

地域展開に関する最新情報について、詳しくは市教育委員会のホームページをご覧ください。



戸 教 政 第 号
令和 7 年 1 0 月 日

市内学校（施設）利用団体等代表者 様

戸 田 市 教 育 委 員 会
教育長 戸ヶ崎 勤

部活動の地域展開に関する地域クラブ団体へのアンケートについて（依頼）

日頃より、本市教育行政へ御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、部活動の地域展開は、将来にわたって子供たちが地域でスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・整備することを目的に、全国的に進められている施策であります。

本市においても、国・県の動向を鑑み、まずは、令和 9 年 9 月に休日の活動を地域展開することを目標に、現在、準備を進めております。

つきましては、今後、地域展開を進める上で、中学生がスポーツ・文化芸術に親しめる環境づくりに御協力いただける団体等を把握することを目的に、アンケートに御協力いただきたく存じます。

各団体様におかれましては、御多用の折、大変恐縮ではございますが、下記 QR コードから御回答いただきますようお願いいたします。

記

1 回答方法

右の QR コードから回答（回答目安：10 分程度）

<https://forms.gle/o8a3gx6231j1dPcAA>

2 回答期限

令和 7 年 1 1 月 1 1 日（火）



3 調査結果の取扱い

- ・御回答いただいた個人情報等につきましては、本業務以外に使用することはありません。
- ・調査結果につきましては、行政資料として活用させていただくとともに、集約の上、調査項目の一部を生徒・保護者等へ公開していく予定です。
- ・公開の際には、公開内容について事前に確認させていただきます。

4 その他

- ・部活動の地域展開に関する国の動向や、戸田市の方向性につきましては、別添の補足資料を御覧ください。
- ・QR コードによる回答が難しい場合や、不明点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

担当：戸田市教育委員会 教育政策室
中里・菊地孝 048-441-1800（内線 3321）
Mail:kyo-seisaku@city.toda.saitama.jp

部活動の地域展開について

補足資料

戸田市教育委員会
教 育 政 策 室

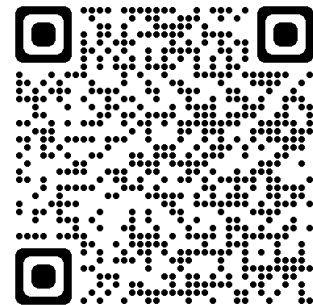
「部活動の地域展開」とは、これまで学校主体で行ってきた部活動を、地域クラブ主体へと展開していくスポーツ庁・文化庁の事業です。

「地域の子供は、学校を含めた地域で育てる」という考えのもと、地域が主体となって校区を越えて活動することで、国内の少子化が進む中でも、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術に親しめる環境を継続的に提供するために進めています。

※令和7年より「地域移行」から名称変更。

国の最新の動向につきましては、以下の動画を御覧ください。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
～室伏長官による解説&メッセージ動画～（2025年8月公開）



https://www.youtube.com/watch?v=Z_PLbcrs2D0

本市においても、令和9年9月（現小学6年生が中学2年生の時）から、「休日」の部活動を地域クラブとして活動する予定です。

戸田市中学校部活動の地域展開に関するリーフレット第1号（令和7年9月発行）より抜粋

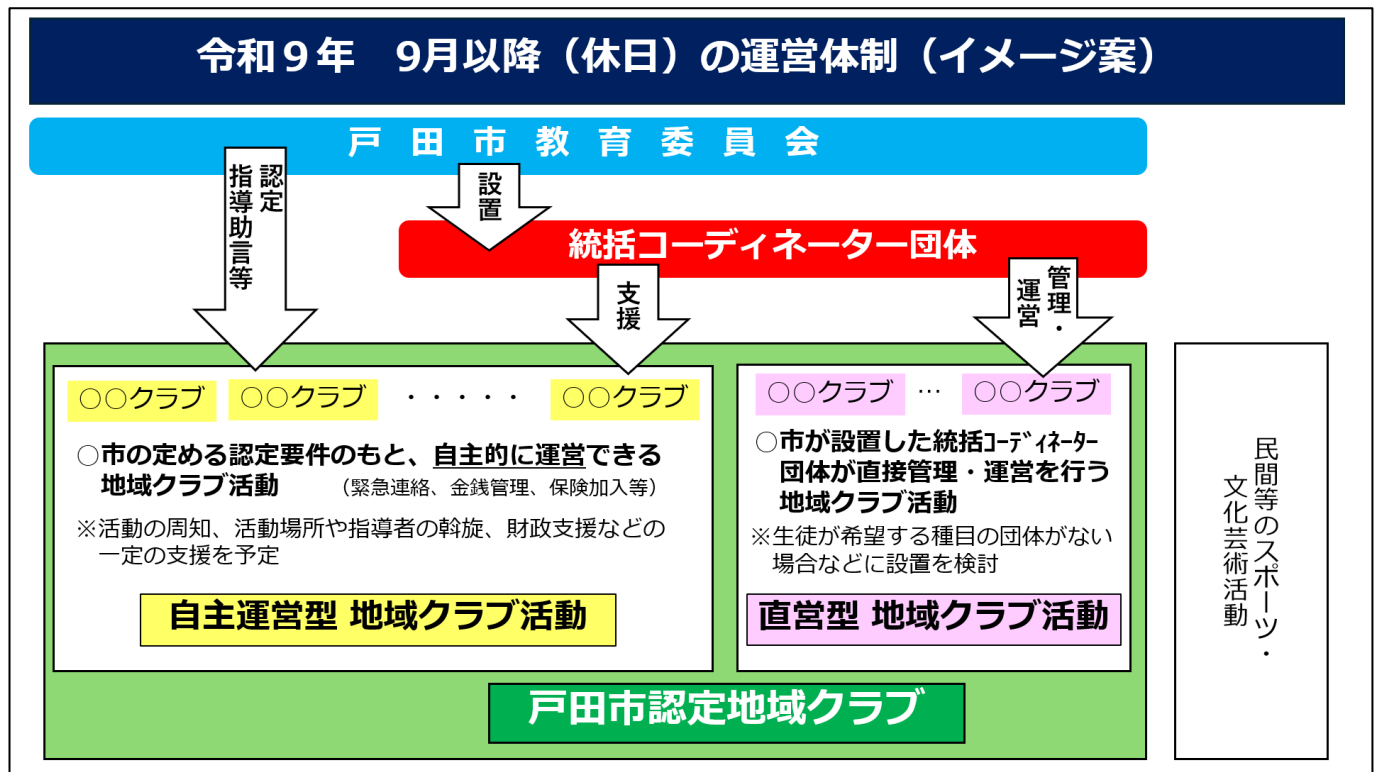


リーフレットについては、以下 URL または右の QR コードから御覧いただけます。

<https://www.toda-c.ed.jp/uploaded/attachment/22534.pdf>



令和9年9月以降、休日に活動を希望する中学生は、自分で参加するクラブ等を選択して活動します。



現在、国において「地域クラブ活動に関する認定制度」等について検討を進めています。

「地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）」はスポーツ庁のHPで以下のとおり公表されています。（資料2－1と2－2）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/043_index/siryo/jsa_00005.html



今後、戸田市においても国が示すガイドラインをもとに認定の要件を整理し、申請を開始する予定です。

戸田市の部活動地域展開に関する今後の最新情報につきましては、以下のホームページでお知らせしてまいりますので、ぜひ御覧ください。

<https://www.toda-c.ed.jp/soshiki/10/bukatudoutiikitenkai.html>



不明点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

担当：戸田市教育委員会 教育政策室
中里・菊地孝 048-441-1800（内線 3321）
Mail: kyo-seisaku@city.toda.saitama.jp

戸田市教育委員会ホームページ
「部活動の地域展開について」

部活動の地域展開に関する地域クラブ団体へのアンケートについて

日頃より、本市教育行政へ御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、部活動の地域展開は、将来にわたって子供たちが地域でスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・整備することを目的に、全国的に進められている施策であります。

本市においても、国・県の動向を鑑み、まずは、令和9年9月に休日の活動を地域展開することを目標に、現在、準備を進めております。

つきましては、今後、地域展開を進める上で、中学生がスポーツ・文化芸術に親しめる環境づくりに御協力いただける団体等を把握することを目的に、アンケートに御協力いただきたく存じます。

各団体様におかれましては、御多用の折、大変恐縮ではございますが、以下のアンケートに御回答いただきますようお願いいたします。

- ・御回答いただいた個人情報等につきましては、本業務以外に使用することはありません。
- ・調査結果につきましては、行政資料として活用させていただくとともに、集約の上、生徒・保護者等へ公開していく予定です。
- ・公開の際には、公開内容について事前に確認させていただきます。

担当：戸田市教育委員会 教育政策室 中里・菊地孝 084-441-1800（内線3321）

* 必須の質問です

1. 団体の正式名称 *

2. 活動種目 *

3. 代表者名（ふりがな） *

4. 代表者電話番号 *

5. 代表者メールアドレス *

6. 主な活動場所 *

7. 主な活動曜日 （複数回答可） *

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 月曜日
- ☐ 火曜日
- ☐ 水曜日
- ☐ 木曜日
- ☐ 金曜日
- ☐ 土曜日
- ☐ 日曜日

8. 主な活動時間

9. 現在の受け入れ対象について

（例）小学生のみ、高校生以上、経験者のみ、誰でも参加できる 等

10. 現在の中学生の所属状況について *

1 つだけマークしてください。

- ☐ すでに所属している中学生がいる
- ☐ 現在、中学生は所属していない

11. 令和9年9月からの休日（土・日）の中学生の受け入れについて、現在の状況に最も近いものを選んでください。 *

- ・休日の活動は土日のいずれか1日のみ、3時間程度以内を想定しています。
- ・中学生のみでの活動だけでなく、他の世代と一緒に活動する場合も想定しています。
- ・この回答をもって、受け入れを正式にお願いするものではありません。

1 つだけマークしてください。

- ☐ 受け入れが可能である 質問12 にスキップします
- ☐ 受け入れは難しい 質問13 にスキップします
- ☐ 現時点では未定である 質問14 にスキップします

休日の中学生について「受け入れが可能である」と回答した団体様

12. おおよそ何人程度の受け入れが可能ですか。 *

質問14 にスキップします

休日の中学生について「受け入れは難しい」と回答した団体様

13. 受け入れが難しいと思われる理由について教えてください *

(例) 指導者が足りない、活動場所が確保できない、用具がない、競技ルールが異なる 等

質問14 にスキップします

14. 「このようなサポートがあれば、中学生の受け入れについて、より前向きに検討できる」と思われる支援について、回答ください (複数 * 回答可)

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 指導者の斡旋 (例: 中学生への指導ができる指導者を紹介)
- ☐ 活動場所の確保 (例: 学校施設の優先利用)
- ☐ 用具の貸し出し (例: 中学生用の用具の提供)
- ☐ 金銭面の支援 (例: 初期費用や会費の一部負担)
- ☐ 団体運営・管理のサポート (例: 出欠席の確認や謝礼支払いの手続き)
- ☐ 情報提供の支援 (例: リーフレットやホームページで活動について周知)
- ☐ その他:

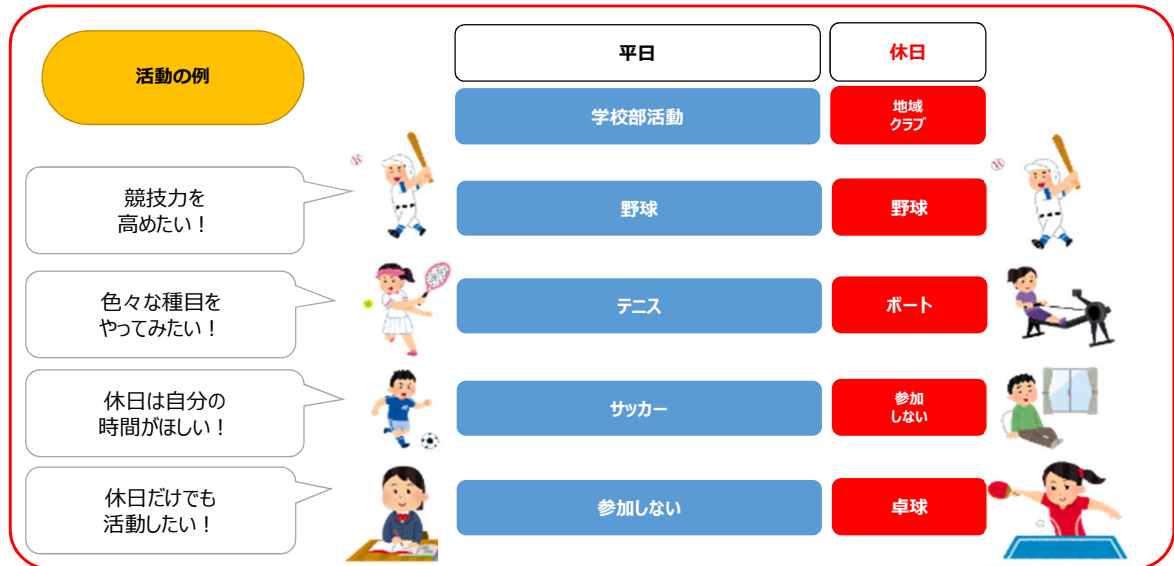
15. その他、お問い合わせやお伝えしたいことがありましたらご記入ください。

ご回答いただきありがとうございました。

資料4

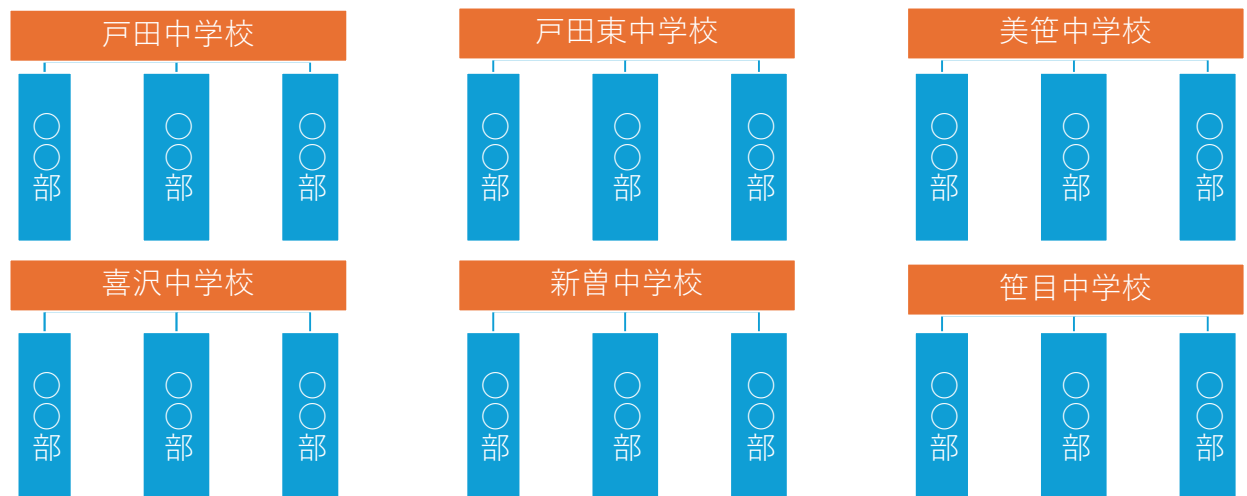
令和8年度の実証事業及び令和9年度以降の活動イメージについて（案）

令和9年9月以降の活動選択のイメージ（平日・休日）



これまでの部活動の運営体制

戸田市教育委員会

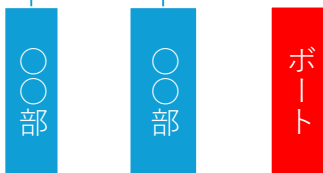


令和7年度 地域移行実証事業（休日）の運営体制

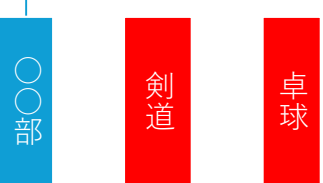
戸田市教育委員会

サクシード（株）

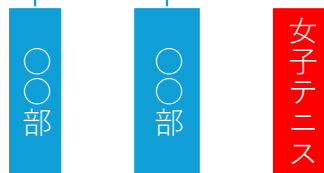
戸田中学校



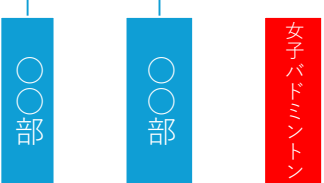
喜沢中学校



戸田東中学校



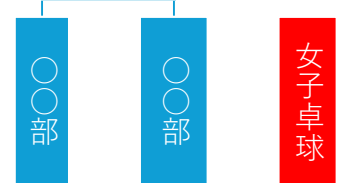
新曽中学校



美笹中学校



笹目中学校



後期は校区を超えた活動を可能な範囲で実施
（合同地域クラブ・部活動との合同練習会、
ボート体験会など）

指導者の派遣
管理・運営

令和9年 9月以降（休日）の運営体制（イメージ案）

戸田市教育委員会

統括コーディネーター団体

〇〇クラブ 〇〇クラブ …… 〇〇クラブ

○市の定める認定要件のもと、**自主的に運営できる地域クラブ活動**
（緊急連絡、金銭管理、保険加入等）

※活動の周知、活動場所や指導者の斡旋、財政支援などの一定の支援を予定

自主運営型 地域クラブ活動

〇〇クラブ … 〇〇クラブ

○市が設置した統括コーディネーター団体が直接管理・運営を行う地域クラブ活動

※生徒が希望する種目の団体がない場合などに設置を検討

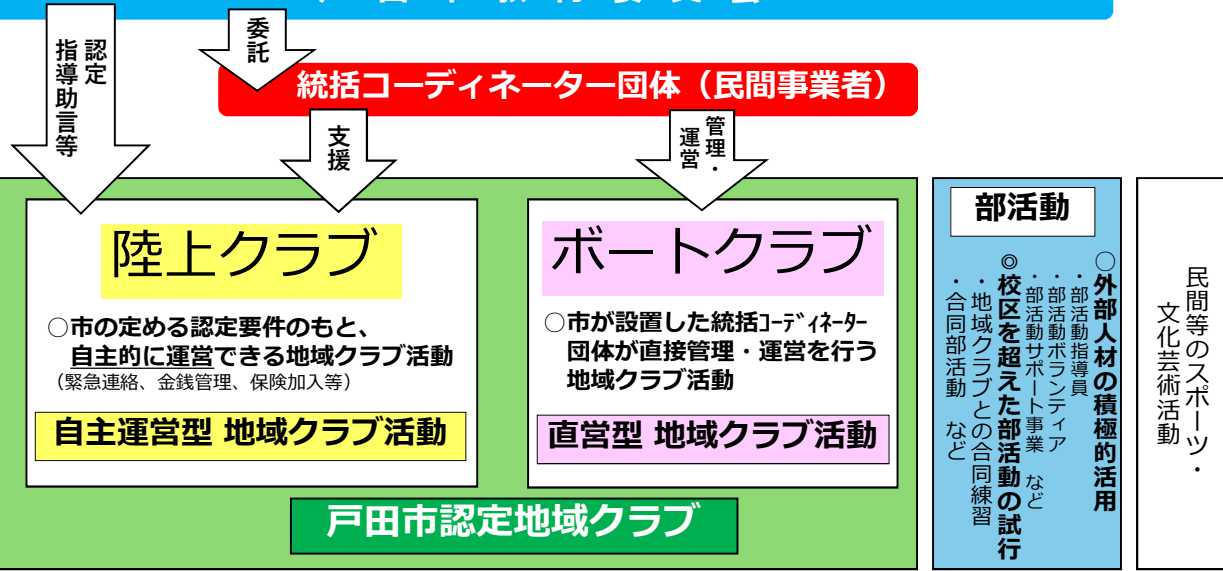
直営型 地域クラブ活動

戸田市認定地域クラブ

民間等のスポーツ・
文化芸術活動

令和8年度 地域移行実証事業（休日）の運営体制（イメージ案）

戸田市教育委員会



令和8年度に実証を想定している地域クラブ（案）

実施主体	戸田陸上クラブ（仮称）	戸田ボートクラブ（仮称）
参加見込	200～250人名程度 (参考：R7の陸上部1年+2年=225人)	60名程度 (参考：R7の戸田中ボート部1～3年=50人)
指導員	6名程度 ※希望する教職員の兼職・兼業も可	3名程度
活動拠点	戸田市スポーツセンター 陸上競技場	戸田中学校 被服室 またはボートコース
活動期間	令和8年7月～令和9年3月 (夏の大会終了後から開始)	令和8年6月～令和9年3月 (7月末の全国大会前に開始)
活動日数	年間28回程度 (土曜日の9:00～12:00を想定)	年間32回程度 (土曜日の11:00～14:00を想定)